

高崎市内産農畜産物販売拡大奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、高崎市内産農畜産物の販売拡大のため、首都圏において、高崎市内産農畜産物及びこれを主原料とした加工品（以下「加工品」という。）を取り扱う小売業者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付するものとし、当該奨励金の交付に関しては、高崎市補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 この要綱による交付の対象となる事業は、固定の店舗における高崎市内産農畜産物及び加工品の販売事業とする。

(交付対象者等)

第3条 この要綱による奨励金の交付を受けることができる者は、事業を行う次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 首都圏に店舗を構えていること。
- (2) 高崎市内産農畜産物及び加工品の販売促進のための広報活動に協力ができること。
- (3) 飲食店業者ではないこと。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、高崎市内産農畜産物及び加工品の取扱金額の5%に相当する額とする。ただし1店舗あたり1,000,000円を上限とする額で予算の範囲内とする。

2 事業期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、高崎市内産農畜産物販売拡大奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 店舗の所在のわかる地図
- (3) 店舗の写真
- (4) 法人の全部事項証明書及び定款写し

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、当該申請者に対し交付決定通知書（様式第3号）により通知するものと

する。

(実績報告)

第7条 奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、奨励金の交付を受けようとするときは、事業完了後30日以内に、請求書と高崎市内産農畜産物販売拡大奨励金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第5号）
- (2) 取扱金額を証する書類
- (3) 販売の様子が分かる写真

2 前項の規定にかかわらず、奨励金の金額が上限に達することが判明したとき又は市長が特に必要と認めるときは、交付決定者は交付申請した奨励金の交付対象事業期間の途中であっても、奨励金の交付請求をすることができる。

(事業の変更又は中止)

第8条 交付決定者は、事業の内容について変更が生じたときは、高崎市内産農畜産物販売拡大奨励金交付決定変更申請書（様式第6号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 交付決定者が事業を中止するときは、その届出を速やかに市長に提出しなければならない。
- 3 市長は前項の規定による申請を受けたときは、当該申請書を精査し、適当と認めるときは、高崎市内産農畜産物販売拡大奨励金交付決定変更通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 交付決定者が不正の手段により奨励金の交付を受けたことが明らかとなった場合は、市長は、奨励金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(関係書類の保管・調査協力)

第10条 交付決定者は、事業期間内の高崎市内産農畜産物及び加工品の取り扱いに係る書類等を備え、事業完了日から少なくとも3年間これを保管しなければならない。

- 2 交付決定者は、事業完了に伴い市長が指示する完了報告確認調査等に協力しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

高崎市内産農畜産物販売拡大奨励金交付申請書

年 月 日

（あて先）高崎市長

住 所
事 業 者 名
代 表 者 氏 名

高崎市内産農畜産物及び加工品を販売しますので、高崎市内産農畜産物販売拡大奨励金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

- 1 販売店舗名及び所在地 :
- 2 着 手 年 月 日 : 年 月 日
- 3 完 了 年 月 日 : 年 月 日
- 4 取 扱 金 額 : 円
- 5 奨 励 金 の 額 : 円
- 6 添 付 書 類 : 事業計画書（様式第2号）、店舗の所在のわかる地図、店舗の写真、法人の全部事項証明書及び定款写し

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

月	販売予定品目	取扱金額（予定）
4		円
5		円
6		円
7		円
8		円
9		円
10		円
11		円
12		円
1		円
2		円
3		円
合 計		円

様式第3号（第6条関係）

高崎市指令 農林課 第 号

住 所
事 業 者 名
代 表 者 氏 名

奨 励 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付けの奨励金交付申請に対して、次のとおり奨励金の交付の決定をいたしましたので通知します。

年 月 日

高崎市長

1 奨励金の名称	高崎市内産農畜産物販売拡大奨励金
2 奨励金の額	円
3 条 件	(1) 交付事業の完了後30日以内に事業報告書及び、取扱金額を証する書類、販売の様子が分かる写真を提出してください。 (2) 奨励金の目的に反するときは、奨励金の一部又は全部の返還を命じることがあります。 (3) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じてください。

様式第4号（第7条関係）

高崎市内産農畜産物販売拡大奨励金実績報告書

年 月 日

（あて先）高崎市長

住 所
事 業 者 名
代 表 者 氏 名

年 月 日付け高崎市指令農林課第 号により奨励金の交付決定を受けた
事業が完了したので、下記のとおり高崎市内産農畜産物販売拡大奨励金交付要綱第7条の
規定により報告します。

記

- 1 奨 励 金 の 名 称 : _____
- 2 販 売 店 舗 名 及 び 所 在 地 : _____
- 3 着 手 年 月 日 : _____ 年 月 日
- 4 完 了 年 月 日 : _____ 年 月 日
- 5 取 扱 金 額 : _____ 円
- 6 奨 励 金 の 額 : _____ 円
- 7 添 付 書 類 : 事業報告書（様式第5号）、取扱金額を証する書類、販売
の様子がわかる写真

様式第5号（第7条関係）

事業報告書

月	販売品目	取扱金額
4		円
5		円
6		円
7		円
8		円
9		円
10		円
11		円
12		円
1		円
2		円
3		円
	合計	円

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

(あて先)高崎市長

住 所
事 業 者 名
代表者氏名

高崎市内産農畜産物販売拡大奨励金交付決定変更申請書

年 月 日付け高崎市指令農林課第 号により交付の決定を受けた
高崎市内産農畜産物販売拡大奨励金を次のとおり変更(中止又は廃止)したいので、高崎
市内産農畜産物販売拡大奨励金交付要綱第8条の規定により申請します。

1 販売店舗及び所在地		
2 取扱金額	変更前 円	変更後 円
3 奨励金申請額	変更前 円	変更後 円
4 変更の内容		
5 着手予定年月日	変更前 年 月 日	変更後 年 月 日
6 完了予定年月日	変更前 年 月 日	変更後 年 月 日
7 変更(中止又は廃止)の理由		
8 添付書類	(1) 変更後事業計画書	

様式第7号(第8条関係)

住 所
事業者名
代表者氏名

高崎市内産農畜産物販売拡大奨励金交付決定変更通知書

年 月 日付けの高崎市内産農畜産物販売拡大奨励金交付決定変更申請に対し、次のとおり奨励金の交付決定を変更(中止又は廃止)することに決定しましたので通知します。

年 月 日

高崎市長

1 奨励金の名称		
2 奨励金交付決定額	変更前 円	変更後 円
3 条 件 (変更の場合のみ)	(1) 交付事業の完了後30日以内に事業報告書及び、取扱金額を証する書類、販売の様子が分かる写真を提出してください。 (2) 奨励金の目的に反するときは、奨励金の一部又は全部の返還を命じることがあります。 (3) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じてください。	